

老健あかね施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 倉敷医療生活協同組合 老人保健施設老健あかね（以下「当事業所」という）において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の運営理念と基本方針は、

<運営理念>

私たちは人が人をみる仕事に価値を生む技術集団です。
その技術は多様な役割を統合して効果を最大化する仕組みです。
その仕組みを発展させる研究開発を仕事と同じく重視します。
なによりも人が孤立せず健やかに暮らす社会に貢献するためです。

<基本方針>

急性期医療と在宅ケアとの架け橋になる。
リハビリテーションと慢性期疾病管理を基幹技術とする。
人が人をみる仕組みを「水島モデル」として体系化する。

- 1 当事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の援助を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、利用者の立場に立ち懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、倉敷医療生活協同組合の事業所での介護・医療サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当事業所は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行

うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 老健あかね
- (2) 開設年月日 1995年1月4日
- (3) 所在地 岡山県倉敷市水島東千鳥町1番60号
- (4) 電話番号 086-446-6541 FAX番号 086-445-0302
- (5) 管理者名 服部 俊夫
- (6) 介護保険指定事業所番号 介護老人保健施設 (3350280073号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 0.83人(常勤換算)以上 |
| (3) 薬剤師 | 0.3人(常勤換算)以上 |
| (4) 看護職員 | 8人(常勤換算)以上 |
| (5) 介護職員 | 20人(常勤換算)以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 5人(常勤換算)以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1.6人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) その他、事務員、調理員等 | 5人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族の処遇上の相談に適切に応じる。入所・退所に関する相談、関係機関との連絡や調整、多職種、市町村との連携に関わる。ボランティアの指導、レクリエーション等の計画、指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) その他、事務員、調理員等は倉敷医療生活協同組合の分掌業務にしたがい業務を実施する。

(入所定員)

第7条 当事業所の入所定員は、83人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当事業所のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護・リハビリテーション並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

*各種加算の算定をうける場合は、以下列記する。

- 2 施設サービス計画に基づき、初期加算内容を実施する。
- 3 施設サービス計画に基づき、夜勤職員配置加算を実施する。
- 4 施設サービス計画に基づき、サービス提供体制強化加算を実施する。
- 5 施設サービス計画に基づき、在宅復帰・在宅療養支援機能加算を実施する。
- 6 施設サービス計画に基づき、栄養マネジメント強化加算を実施する。
- 7 施設サービス計画に基づき、再入所時栄養連携加算を実施する。
- 8 施設サービス計画に基づき、口腔衛生管理加算を実施する。
- 9 施設サービス計画に基づき、経口移行加算を実施する。
- 10 施設サービス計画に基づき、経口維持加算を実施する。
- 11 施設サービス計画に基づき、療養食加算を実施する。
- 12 施設サービス計画に基づき、科学的介護推進体制加算を実施する。
- 13 施設サービス計画に基づき、かかりつけ医連携薬剤調整加算を実施する。
- 14 施設サービス計画に基づき、短期集中リハビリテーション実施加算を実施する。
- 15 施設サービス計画に基づき、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を実施する。
- 16 施設サービス計画に基づき、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算を実施する。
- 17 施設サービス計画に基づき、認知症専門ケア加算を実施する。
- 18 施設サービス計画に基づき、若年性認知症入所者受入加算を実施する。
- 19 施設サービス計画に基づき、入所前後訪問指導加算を実施する。
- 20 施設サービス計画に基づき、試行的退所時指導加算を実施する。
- 21 施設サービス計画に基づき、ターミナルケア加算を実施する。
- 22 施設サービス計画に基づき、緊急時治療管理を実施する。
- 23 施設サービス計画に基づき、特定治療を実施する。
- 24 施設サービス計画に基づき、褥瘡マネジメント加算を実施する。
- 25 施設サービス計画に基づき、排せつ支援加算を実施する。
- 26 施設サービス計画に基づき、所定疾患施設療養費を実施する。
- 27 施設サービス計画に基づき、自立支援促進加算を実施する。
- 28 施設サービス計画に基づき、介護職員処遇改善加算を実施する。
- 29 施設サービス計画に基づき、介護職員等ベースアップ等支援加算を実施する。
- 30 施設サービス計画に基づき、安全対策体制加算を実施する。
- 31 施設サービス計画に基づき、認知症チームケア推進加算を実施する。
- 32 施設サービス計画に基づき、高齢者施設等感染対策向上加算を実施する。
- 35 施設サービス計画に基づき、新興感染症等施設療養費を実施する。
- 36 施設サービス計画に基づき、生産性向上推進体制加算を実施する。
- 37 施設サービス計画に基づき、協力医療機関連携加算を実施する。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額について以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、日常生活品費、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書に明記する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第10条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会時間は午前7時から午後9時迄。
- (3) 外出・外泊をされる場合は、必ず職員に届ける。
- (4) 喫煙は禁止する。
- (5) 火気の取扱いは禁止とする。
- (6) 当事業所の物を壊すなど迷惑をかける行為は禁止する。
- (7) 金銭・貴重品の管理は利用者の責任において管理する。
- (8) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (9) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (11) 利用者に病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合は、担当職員が速やかに主治医に絡をとり、利用者はその指示に従う。

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月の1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等) 虐待の防止のための措置に関する事項

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催する。その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 虐待の防止のための措置に関する事項を適切に実施するための責任者を置く。

(褥瘡対策等)

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第14条 当事業所は、感染症の発生及びまん延に関する取組として以下に掲げる事項を実施する。

- 2 感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の定期的開催及びその結果について、介護職員その他の職員への周知徹底。
- 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 4 研修ならびに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シュミレーション）の定期的な実施。
- 5 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 6 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。
- 7 定期的に、鼠族、昆虫の発生予防・駆除を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第15条 当事業所は介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、以下の事項を実施する。

- 2 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に行う。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても消防計画書に基づき行う。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、事故防止するための体制及び発生時の対応として以下のように定める。

- 2 事故発生の防止のための指針の整備、
- 3 事実の報告と改善策を職員に周知徹底
- 4 事故防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の設置及び従業員に対する定期的な研修を実施。
- 5 前2、3、4項徹底のため、専任の担当者として安全対策管理責任者をおく
- 6 サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 7 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(ハラスメント)

第19条 当事業所は、職場においておこなわれる性的な言動（入所者やその家族等から受けるものも含む）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業規則が害されることを防止するために以下の点を定める。

- 2 ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・徹底する。
- 3 相談・苦情に応じる相談窓口を定め、従業員に周知する。
- 4 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な他対策を講じる。

(サービスの質の確保)

第20条 サービスの質を、職員自らが確認するためのチェックシート等を作成し、評価に用い、結果を研修等に活用する。また、第三者による評価を受け、サービスの質の向上に役立てる。

(職員の服務規律)

第21条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第22条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第23条 職員の就業に関する事項は、別に定める倉敷医療生活協同組合の就業規則による。

(職員の健康管理)

第24条 職員は、倉敷医療生活協同組合が行う年2回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第25条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、倉敷医療生活協同組合就業規則に基づき処分を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、倉敷医療生活協同組合「コープリハビリテーション病院・老健あかね」の合同管理会議において定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2010年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2012年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2012年6月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2014年3月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2014年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2015年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2015年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2017年2月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2017年12月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2018年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2018年7月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2018年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2019年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2019年10月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2020年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2021年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2021年8月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2021年12月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2022年10月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2023年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2023年7月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この運営規程は、2024年4月1日より施行する。